

特記仕様書(1)

(1) 業務件名

令和8年度 交通安全事業調査検討業務委託

(2) 業務期間

契約日～令和10年3月31日

(3) 業務区域

市内一円

(4) 業務概要

建設局は、「大阪府道路交通環境安全推進連絡会議」に委員として参加しており、幹線道路及び生活道路の安全対策について国や府と連携を取り、対策を実施している。

これまでの会議で、幹線道路の交差点に関する事故危険箇所・事故ゼロプラン・事故多発交差点についての議論を行い、大阪市においてはこれまでに53箇所の事故危険箇所の対策をおこなった。生活道路においては、平成30年度より生活道路対策エリアとして緑地区（鶴見区）及び高津地区（中央区）の2か所を整備検討し、社会実験を行った。また、令和6年度よりゾーン30プラスの整備に関する議論を重ね、十三東地区（淀川区）及び江戸堀1丁目地区（西区）の2か所を整備した。

生活道路の交通安全対策における事故類型の分析および対策検討の手法として、ETC2.0のプロブデータ等のビッグデータを活用し、自動車の速度や急挙動に着目して危険箇所を抽出・対策検討を行うものがあり、前述の生活道路対策エリアおよびゾーン30プラスの交通安全対策については、当該手法により検討を行った。

しかし、今後の交通安全対策においては、自転車や歩行者の移動経路や交差点での事故発生状況、その他の事故発生要因など、更なる複合的な観点からの検討が必要である。また、本市における自転車通行空間の整備において、令和6年度未までに市内中心部の優先整備路線約6.5kmの整備を行い、令和8年度からは市内全域の幹線道路を中心とする自転車ネットワーク路線の整備を行う計画としている。加えて、自転車ネットワーク路線以外の道路（生活道路等）においても、自転車利用者にとってわかりやすく、安心な通行空間の整備に取り組んでいく。

その際、市域全域の生活道路等を一様に整備するには、膨大な費用と期間を要することから、ビッグデータの活用による自転車関連事故の発生状況の分析や通勤・通学その他の利用ニーズの把握を行い、交通安全対策を実施するゾーン30プラス等のエリア整備と連携して、対策を進めていく必要がある。

本業務では、生活道路等における事故対策について、ビッグデータ等の数値的データを活用して本市全域から歩行者及び自転車関連事故等の多発箇所を把握・分析の上、整備エリア・路線の選定を行い、整備案を作成する。また、第6次事故危険箇所として登録された交差点（9箇所）における事故類型の分析および対策検討を実施する。

(5) 管理技術者の資格及び実績要件

本業務では管理技術者を配置することとし、管理技術者は次の各号にあげる条件にいずれも該当すること。

ア 次の「(ア)～(エ)」のいずれかに該当していること。

(ア) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「道路」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

(イ) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「道路」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

(ウ) 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。

(エ) RCCM（「道路部門」）の資格を有し、登録を受けている者。

イ 平成 28 年度以降に、次に示す (ア) (イ) の両方について、元請けの技術者として従事した実績を有していること。

(ア) 官公庁発注の片側 1 車線以下の道路（以下、「生活道路」とする）に関する交通安全対策について、現状分析、対策立案まで一連で実施した業務の実績

(イ) 官公庁発注の片側 3 車線以上（付加車線を含む）の道路と片側 3 車線以上（付加車線を含む）の道路が交差する交差点（以下、「幹線交差点」とする）における交通安全対策について、現状分析、対策立案まで一連で実施した業務の実績

ウ 受注者と直接雇用関係を有していること。

(6) 照査技術者の資格及び実績要件

本業務では照査技術者を配置することとし、照査技術者は、次の各号にあげる事項にいずれも該当すること。

ア 次の (ア)～(エ) のいずれかに該当していること。

(ア) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「道路」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

(イ) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「道路」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

(ウ) 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。

(エ) RCCM（「道路部門」）の資格を有し、登録を受けている者。

イ 平成 28 年度以降に、次に示す (ア) (イ) の両方について、元請けの技術者として従事した実績を有していること。

(ア) 官公庁発注の「生活道路」に関する交通安全対策について、現状分析、対策立案まで一連で実施した業務の実績

(イ) 官公庁発注の「幹線交差点」における交通安全対策について、現状分析、対策立案まで一連で実施した業務の実績

ウ 受注者と直接雇用関係を有していること。

(7) 担当技術者の実績要件

本業務では担当技術者 1, 担当技術者 2 を配置することとし、平成 28 年度以降に元請けの技術者として従事した以下の実績(ア.イ.)を満たすこと。また受注者と直接雇用関係を有していること。

<担当技術者 1 >

ア. 官公庁発注の「生活道路」に関する交通安全対策について、現状分析、対策立案まで一連で実施した業務の実績

<担当技術者 2 >

イ. 官公庁発注の「幹線交差点」における交通安全対策について、現状分析、対策立案まで一連で実施した業務の実績

(8) 照査技術者及び照査報告

本業務の実施にあたっては業務委託共通仕様書 (I -2-1-1-5) に基づき、業務委託共通仕様書 (I -1-1- 1- 8) の規定に従い、照査を実施することとする。また、管理技術者は、照査技術者によりとりまとめられた照査報告書を確認し、監督職員に提出するものとする。

特記仕様書(2)

1. 業務委託共通仕様書の適用について

本業務は、大阪市建設局作成による「業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）〈令和 5 年 9 月 1 日以降発注分より適用〉」に基づくほか、各特記仕様書に基づいて実施しなければならない。

なお、詳細については「大阪市建設局ホームページ> 産業・ビジネス> 入札契約情報> 各局等入札契約情報> 建設局> 入札・契約のお知らせ> 共通仕様書のダウンロード> 業務委託共通仕様書> 業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）〈令和 5 年 9 月 1 日以降発注分より適用〉」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000538650.html>

2. 単価の適用年月について

設計業務委託等技術者単価および公共工事設計労務単価については、国土交通省より令和 8 年 2 月 17 日付で示された「令和 8 年度 設計業務委託等技術者単価」及び「令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」を適用している。

3. 監督職員

発注者は、本業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。ただし、監督職員の氏名については、当該監督所管から通知するものとし、受注者等には主として、補助監督職員、監督補助者（監督担当職員）が対応する。

4. 成果品の納入

(1) 本業務の成果品の提出部数は以下の記載のとおりとする。なお、特記仕様書（3）に記載の業務遂行に必要な資料の部数については、監督職員と協議すること。

- ・報告書電子データ一式（PDF 及び編集可能なファイル）DVD 等メディア 2 部
- ・報告書（A4 サイズ、パイプ式ファイル）2 部
- ・報告書概要版（A3 サイズ、数ページ）10 部

(2) 成果品は、業務委託共通仕様書を標準とし、詳細については監督職員と協議すること。

(3) 監督職員の指示がある場合には PDF 形式ファイルデータを作成し提出すること。

(4) なお、データの提出に際しては、ウイルス等の検査を行い、当局のシステムに障害を及ぼさないようにし、ウイルス検査の結果を監督職員に報告すること。

5. その他

- (1) 監督職員が特に指示する場合は、現地での立会を行うものとする。
- (2) 各業務内容における成果物の提出時期について監督職員と協議の上、監督職員が特に期限を指示するものについては期限内に提出すること。
また、業務計画について、監督職員との協議により決定した各業務内容における成果物の提出時期を反映すること。
- (3) 本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。

特記仕様書(3)

(業務内容)

1. ビッグデータ活用による生活道路の安全対策の分析・検討

(1) ビッグデータの選定及びデータの整理

本市全域の生活道路における交通状況の傾向把握・エリア優先度整理を目的とし、歩行者および自転車の安全対策を分析するために必要となる車両・自転車・歩行者等に関するビッグデータを入手し、データの整理を行う。

(2) データの分析

選定したデータの分析を行い、潜在する事故リスクの評価項目を設定の上、幹線道路に囲まれた区域を基本として対策エリア・路線の候補を選定し、根拠とともに整理する。なお、対策エリア・路線の候補選定にあたっては、歩行者が当事者となる事故や事故リスクに加え、近年増加傾向にある中高生の自転車事故、高齢者の乱横断による事故などについて、警察統計等の事故データを基に事故類型（発生日点・時間帯・法令違反の有無・年代等）を分析し、危険箇所の特徴および課題を整理すること。また、整理にあたっては、当事者の種類（歩行者、自転車、自動車等）ごとに分類し、潜在する事故リスクの評価項目に対する分析と事故に対する分析それぞれについて、市全域の分布状況を GeoJSON 形式のデータにより GIS 上で可視化のうえ整理すること。さらに、生活動線や通学、交通の実態なども考慮し、エリア内の施設の整理を行った上で中高生の自転車事故、高齢者の乱横断による事故などの交通の実態や、バリアフリー重点整備地区・ゾーン 30 指定エリア・自転車指導啓発重点地区（路線）・あんしん歩行エリア・地域要望等、既に設定されたエリアの経緯や重複状況を踏まえ総合的に検討を行うこと。データの分析や危険箇所の特徴および課題整理等にあたり活用できる新技術を提案できる場合、監督職員と協議の上、新技術の活用について検討することとする。

(3) 対策メニューの取りまとめ及び概算工事費の算出

分析したデータにより判明した主たる事故の要因に対し、必要となる標準的な対策メニューについて列挙し、概算工事費を算出する。

(4) 対策エリアにおける優先順位付け

(2)で分析したデータをもとに、優先対策エリア・路線の候補として選定した箇所の対策案を検討し、(3)で算出した概算工事費を考慮の上、優先順位を設定する。

2. 個別エリアの詳細分析および対策案検討

(1) 個別エリアの選定および課題・対策実施状況の整理

「1. ビッグデータ活用による生活道路の安全対策の分析・検討業務」で優先度が高いと判断されたエリアから、監督職員と協議の上、2箇所選定し、危険箇所等の課題・既存の対策実施箇所等について整理する。なお、箇所数の変更が生じた場合は監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

(2) ビッグデータによる詳細分析・現地踏査

ビッグデータを用いて危険箇所について地点ごとに分析し、個別交差点・区間の問題点を特定する。分析にあたっては歩行者・自転車・自動車の時間帯別交通量や生活動線、通勤通学時間帯の年齢別通行実態などの利用実態と危険箇所の関係性などに着目し、潜在的リスクの詳細な現状について確認すること。なお、データの分析や潜在的リスクの確認等に活用できる新技術を提案できる場合、監督職員と協議の上、新技術の活用について検討すること。

また、現地踏査を行い現地状況の確認を行うとともに、ビッグデータによる詳細分析の結果について妥当性を検証し、実態に沿った分析結果となっていることを確認する。

(3) 対策案の検討

道路管理者・交通管理者それぞれが実施する各対策案について、対策メニューを短期対策・中長期対策に分類の上、エリア内における対策案を示した概略図を作成し、概算事業費を算出すること。

3. 幹線道路における事故多発交差点の安全対策の検討及び対策案の作成

(1) 現地踏査および現況図の作成

監督職員が指示する 9 箇所の交差点において、現地踏査を実施の上、本市が貸与する 3 次元点群測量の成果（3 次元点群データ）を用いて、平面図を作成する。なお、図面作成の対象となるものは、既設道路状況（舗装材・視覚障がい者誘導用ブロック等）、道路に面した家屋の各部（敷地境界・出入口の位置・家屋名称）、道路施設、道路附属施設、樹木、各種人孔、各種柱類、区画線及び交差する道路等とし、信号現示についても図示すること。

(2) 課題及び現道の事故状況の整理

現地踏査の結果を踏まえ、危険箇所等の課題整理をする。

加えて、各交差点においてビッグデータによる分析を行い、緊急回避行動や急ブレーキなどの多発箇所などの情報から、事故の原因となる交通上の課題整理をする。

また、対策実施済箇所や幅員構成等の状況についても整理する。なお、データの分析や交通上の課題整理等にあたり活用できる新技術を提案できる場合、監督職員と協議の上、新技術の活用について検討すること。

(3) 対策案の作成

道路管理者・交通管理者それぞれが実施する各対策案について、対策メニューを短期対策・中長期対策に分類の上、各交差点における対策案を示した概略図を作成し、概算事業費を算出すること。

4. 歩道における段差及び勾配等に関する検討業務

(1) 過年度検討結果の確認及び構造案検討に向けての進め方の検討

横断歩道等に接続する歩車道境界部分の段差構造について、歩車道境界部分に段差を付けないバリアフリー型の歩車道境界ブロックに関する過年度の検討結果を確認し、検討経過や当事者意見、他都市事例等を十分に把握する。

過年度資料を整理し、歩車道段差構造の検討にむけて進め方や方法を検討する。

(2) 歩車道境界ブロック構造選定にむけたモデル整備等の実施計画の作成及び概略図面の作成

監督職員と協議のうえモデル整備等実施箇所の選定を行い、モデル整備の実施計画及び概略図面等の作成・体験会の計画作成・検証計画の作成（以下、「実施計画等」という。）を行う。

また、(3)の会議等の意見も踏まえ、実施計画等に反映すること。

モデル整備を行うにあたり、詳細図面も作成すること。

(3) 会議等の運営支援

上記の検討にあたって、会議等を開催する場合には、原則として同席し、会議内容を取りまとめた報告書（議事録等）を作成し、速やかに監督職員に提出すること。

また、会議に必要な資料について、監督職員と協議のうえ作成すること。開催回数は5回（会議2回、体験会1回、まとめ2回）を想定しているが、受注者の責に帰すべき事由によらず変更が生じた場合は、設計変更協議の対象とする。

運営支援する会議等の規模は、開催運営側を除き参加メンバー10名程度（車いす利用者や視覚障がい者等）を想定している。また、視覚障がい者への説明資料作成時にはテキスト化を行う等、文面のみで分かりやすい資料を作成すること。

(4) モデル整備の検証及び歩車道境界ブロック構造案の選定

過年度成果及び本業務による整備案の比較を通じて、モデル整備・体験会結果等のデータについて、(2)の検証計画に基づき検証すること。

検証結果を踏まえて、最適となる構造案を選定すること。また、構造案の選定にあたっては、有識者及び会議における当事者の意見を踏まえて検討を行うこと。

5. 照会資料の整理

(1) 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（以下、当項目において交安法とする）第3条の規定に基づく道路データの整理

本市より貸与する交安法第3条の規定に基づく道路のうち区間別指定予定道路に関する資料を確認する。また、交安法指定道路のデジタルデータ作成マニュアルに記載の手順を確認する。

交安法第3条の規定に基づき、通学路に指定すべき道路（4300箇所程度）について、リストと地図の整合性を確認し整理する。また、交安法3条の規定に基づく道路でありながらリストに記載のない箇所がないか確認の上、そのような箇所が存在する場合には監督職員へ報告の上、リストへ追加する。

(2) GIS データ作成

交安法指定道路のデジタルデータ作成マニュアルに基づき、GIS データを GeoJSON 形式で作成し、ファイル名規則に従って格納する。

6. 地元要望に対する概略検討

(1) 現地踏査

本市監督職員から指示があった箇所1箇所について、現地踏査を実施する。

(2) 図面作成

図化が必要な箇所については、監督職員と協議のうえ、本市より過年度3次元点群測量の成果を貸与の上、3次元点群データからの図面作成を基本とする。図面作成の対象となるものは、既設道路状況（舗装材・視覚障がい者誘導用ブロック等）、道路に面した家屋の各部（敷地境界・出入口の位置・家屋名称）、道路施設、道路附属施設、各境界ブロック、樹木、側溝、集水柵、各種人孔、各種柱類、区画線及び交差する道路等とする。なお、図面作成範囲および図面の縮尺については、監督職員と協議のうえ、決定すること。

(3) 課題整理

現地踏査等の結果を踏まえ、要望等があった箇所の交通安全上の課題について整理を行う。

(4) 対策案の立案

上記（3）で整理した交通安全上の課題について、交通安全確保をするためにできる道路改良やその他対策により、課題解決に向けた対策を検討する。対策案は、原則3案作成する。

(5) 概算事業費算出および比較表の作成

上記（4）で提案した対策案について検討基礎平面図を作成することに加え、それぞれの対策案について概算事業費を算出し、経済性や施工性等の項目を比較した表を作成する。

7.関係機関協議・支援

必要な関係機関（庁内、交通管理者、埋設企業者、鉄道事業者等）及び地元等との協議支援を行う。

関係機関協議に係る日程調整、地元や交通管理者等と円滑な協議を行うためのわかりやすい資料作成(各機関との調整を含む)、資料説明や協議への出席、議事録の作成と確認等を行う。なお、道路の整備形態等に関する各法令・規定、他都市の整備事例などを適宜活用すること。

別表 1

交差点名	所在地
長居	住吉区長居東 3 丁目 3 番 40 号先
上本町 6	天王寺区上本町 6 丁目 1 番 55 号先
樋之口町	北区樋之口町 3 番 18 号先
谷町 9	天王寺区生玉前町 1 番 24 号先
阿波座 1	西区阿波座 1 丁目 13 番 11 号先
湊町南	浪速区元町 1 丁目 2 番 2 号先
瓜破	平野区瓜破 1 丁目 1 番街区北西角
西本町	西区阿波座 1 丁目 1 番 10 号先
今里	東成区大今里南 1 丁目 1 番 1 号先

特記仕様書(4)

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務の履行について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者および受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者：大阪市 受注者：請負者)

特記仕様書（5）

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。

※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます

<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>

- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。

- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。